

○西栗倉村建設工事等最低制限価格取扱要領

令和8年4月1日

要領 第 2 号

(趣旨)

第1条 この要領は、西栗倉村工事執行規則(平成22年西栗倉村規則第19号)第1条に定める工事(以下「建設工事」という。)及び測量・建設コンサルタント業務等(以下「建設コンサルタント」という。)の競争入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を設定する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の対象)

第2条 最低制限価格を設定する対象は競争入札に付する建設工事及び建設コンサルタントとする。ただし、村長が特に低入札価格調査を行う必要があると認めた建設工事を除く。  
2 村長が対象工事の性質、目的その他特別の理由があると認めるときは、最低制限価格を設けないことができる。

(最低制限価格の算出)

第3条 建設工事の最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額(千円未満切り捨て)とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額(千円未満切り上げ)とする。

- (1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、村長が特に必要と認めるときは、最低制限価格を予定価格に10分の7.5を乗じて得た額(千円未満切り上げ)から10分の9.2を乗じて得た額(千円未満切り捨て)までの範囲内の額とすることができる。

第3条の2 建設コンサルタントの最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8を乗じて得た額(千円未満切り捨て)とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額(千円未満切り上げ)とする。

- (1) 直接原価に10分の10を乗じて得た額
- (2) その他原価に10分の9を乗じて得た額

(3) 一般管理費等に10分の5または6を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、村長が特に必要と認めるときは、最低制限価格を予定価格に10分の6を乗じて得た額(千円未満切り上げ)から10分の8を乗じて得た額(千円未満切り捨て)までの範囲内の額とすることができる。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設定するときは、指名通知書又は入札公告等に最低制限価格を設定することを記載し、入札参加者に周知する。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。